

利益相反の開示について

学術部 学術誌編集委員会
学会運営委員会
学術委員会

利益相反（Conflicts of Interest : COI）とは、企業等との経済的な利益関係によって、研究の中立性や公平性が第三者から懸念を表明されかねない状態のことをいう。具体的には、企業や営利を目的とする法人・団体から金銭などの提供を受けた研究者が、スポンサーとなる企業等の利益となるように製品等の効果を学会で発表したり、論文で公表したりすることによって、患者や社会の利益を損なったり対立したりすることを指す。

このような利益相反については、厚生労働省が平成 20 年にその管理に関する指針を公表し、日本医学会でも平成 23 年に医学研究の COI マネージメントに関するガイドラインを定めている。それらを受けて、他の医学系学会でも学会発表や論文発表の際に、利益相反についての情報開示を要求することで、研究の中立性や公平性を担保しようと努めてきている。

日本作業療法士協会も研究成果の発表やそれらの普及などを通して、対象者や社会に貢献することを目的に活動しているため、すべての学会発表者、論文著者に対して利益相反に関する情報の開示を以下の通りに求めていくこととする。

1. 論文投稿に際して

著者に対して、論文を投稿する時に、発表論文に関連する企業等との COI の有無および状態について申告することを義務付けるとともに、論文末尾にもそれらの記載を義務付ける。

2. 学会発表に際して

発表者に対して、演題抄録を登録する時と発表時に、発表演題に関連する企業等との COI の有無および状態について申告することを義務付ける。

3. 課題研究助成の応募に際して

応募者に対して、研究助成を応募する時に、研究計画に関連する企業等との COI の有無および状態について申告することを義務付ける。

なお、申告の形式もしくは書式については、それぞれの委員会が別途、定めることとする。